

《論 說》

フランスのセクシュアル・ハラスメントに係る法制度 2018

山 崎 文 夫

目次

はじめに

- 一 刑事規制～2012年法を中心に
- 二 附帯私訴による被害者の損害賠償・被害者支援
- 三 職場における労働者保護・防止体制

小結

補章 性的及び性差別的暴力に対する闘争を強化する
2018年8月3日の法律

はじめに

本稿は、内閣府の第94回女性に対する暴力に関する専門調査会（平成30年7月27日・中央合同庁舎）における有識者ヒアリングにおいて筆者が配布・解説した Paper 「フランスのセクシュアル・ハラスメントに係る法制度」(同調査会HP)を加筆修正したものである。ヒアリングの1週間後、筆者がヒアリングで成立を予告したフランスの性的及び性差別的暴力に対する闘争を強化する2018年8月3日の法律が成立したので、この法律に関する補章を加えた。

この法律は、公共空間における痴漢等のストリート・ハラスメントを処罰する性差別的侮辱罪を創設したほか（職場にも適用）、フランス刑法典のセクシュアル・ハラスメント罪を性的又は性差別的性質を有する言

業又は行動を反復的に押し付ける行為と改正する等同罪の対象を拡大しており、わが国においてセクシュアル・ハラスメント防止のための刑法改正や男女雇用機会均等法11条改正を考えるうえで重要な論点を含むものである。

一 刑事規制～2012年法を中心に

1 1810年ナポレオン刑法典

フランス1810年刑法典は、強姦罪(*crime de viol*)とその他の強制わいせつ罪(*autre attentat à la pudeur*)を区別していなかった(331条)。両罪を区別して規定したのは1832年法だが、同法は、強姦罪の定義を置いていない(332条)。立法者は、それを時代の社会通念に基づく裁判所の解釈に委ねたのである⁽¹⁾。

裁判所は、様々な解釈を示したが、代表的な判例である破毀院刑事部1857年6月25日判決(Cass. crim., 25 juin 1857, S. 1857, I, 711.)は、「強姦罪は、法律により定義されておらず、この犯罪の特別の性格及びそれが被害者及び家族の名誉にもたらしうる結果の重大性に基づき、その構成要素を探求し認定する権限は裁判官に属する。この犯罪は、同意のないことが、人に対する身体的又は精神的暴行によるものであれ、被害者の意思のあずかり知らぬ加害者が目指す目的を達成するための、その他の強制(*contrainte*)又は不意打ち(*surprise*)の手段によるものであれ、人をその意思に反してもてあそぶことにある。」としていた。

その後の破毀院刑事部1960年4月29日判決(Cass. crim., 29 avril 1960, S. 1960, Juris., 253.)、破毀院刑事部1973年7月10日判決(Cass. crim., 10 juill. 1973, No de pourvoi: 73-90104)も、同様の解釈をしていた。学説も、20世紀後半には、同様の解釈をしている⁽²⁾。

2 1980年刑法典改正

1978年に行われたある強姦事件裁判が契機となり、刑法典332条改正の機運が高まった⁽³⁾。1980年刑法典改正(Loi no 80-1041 du 23 déc. 1980)は、同条等を次のように改正した。

「332条 暴行、強制又は不意打ちによる、他人の身体に対する性的貫入行為は、その性質にかかわらず、強姦罪を構成する。その未遂も同様とする。／強姦は、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。／強姦が、妊娠、疾病、身体的若しくは精神的障害により特に脆弱な人に対して、15歳以下の児童に対して、武器を用いた脅迫により、2人以上の行為者若しくは共犯者により、自然若しくは養子縁組による被害者の正統な尊属により、被害者に対する権限を有する者により、又は職務上の権限を濫用する者により犯されたとき、強姦は10年以上20年以下の有期徒刑に処する。」

「333条 15歳以下の未成年以外の人に対して、暴行、強制又は不意打ちを用いて犯した強制わいせつは、3年以上5年以下の拘禁及び6千フラン以上6万フラン以下の罰金又はそのいずれかに処する。その未遂も同様とする。／前項の強制わいせつは、疾病、身体的若しくは精神的障害又は妊娠により特に脆弱な人に対して、武器を用いた脅迫により、被害者の正統な尊属により、被害者に対する権限を有する者により、2人以上の行為者若しくは共犯者により、又は職務上の権限を濫用する者により犯されたとき、5年以上10年以下の拘禁及び1万2千フラン以上12万フラン以下の罰金又はそのいずれかに処する。その未遂も同様とする。」

改正法は、強姦罪の定義を明確化し、当時すでに不当と評価されていた性による差別をなくして男女共通の犯罪とするとともに、風俗に対する犯罪の抑圧をより効果的にすることを目的としていた⁽⁴⁾。この法律の起草者は、被害者の同意のないことが強姦罪の本質的要素であると考え、法案審議中、強姦罪の本質は性的行為の事実よりも被害者の同意侵害に

あると述べた⁽⁵⁾。

犯罪の成立には故意が必要であるが、改正法は、実際に故意を示すものは、条文が規定する暴行、強制又は不意打ちという三つの手段を用いることであり、それは、被害者の同意の不存在を明確に推認させるという構造を採用している。これは、前述の破毀院判例に従ったものである⁽⁶⁾。

同条にいう強制とは、身体的又は精神的なものをいい、身体的強制とは、望むものを得るために身体的圧力を行使する行為をいい、精神的強制とは、人又はその近親者を苦しめる、あるいはその財産を侵害すると脅迫することをいう⁽⁷⁾。具体的には、身体的強制には、あからさまな暴行ではないが身体を寄せて被害者を動けなくして行為に及ぶことが含まれる。

精神的強制には、職務上の地位利用によるものが含まれる。破毀院刑事部1993年10月5日判決 (Cass. crim., 5 oct. 1993, No de pourvoi: 93-83374) は、使用者の地位利用により被害労働者が抵抗しなかった性行為を強姦罪により有罪としている。最近も、1992年刑法典下の事件だが、介護施設上司による緊張して抵抗できない新任女性職員に対する性的身体接触を強制わいせつ罪 (性的攻撃罪) で有罪とした例がある (執行猶予付6か月の拘禁、ポー控訴院2014年6月19日判決)⁽⁸⁾。

不意打ちには、脈絡なく相手の身体に接触することが含まれる。

なお、1992年刑法典改正 (Loi no 92-684 du 22 juill.1992) は、強姦罪等に、暴行、強制又は不意打ちのほかに、脅迫 (menace) の構成要素を加えている。

以上述べたように、フランスでは、1980年刑法典の下、強姦罪と強制わいせつ罪の対象範囲は、男女共通の幅広いものとなっている。

3 1992年刑法典

1992年刑法典は、次のように、強姦罪及び強制わいせつ罪を強姦罪と

性的攻撃罪 (agression sexuelle) に改編して、人に対する犯罪とするとともに、新たにセクシュアル・ハラスメント罪 (harcèlement sexuel) を創設した⁽⁹⁾。

〔第3節 性的攻撃／222-22条〔性的攻撃〕 性的攻撃とは、暴行、強制、脅迫又は不意打ちを用いて犯すあらゆる性的侵害をいう。

第1段 強姦／222-23条〔強姦〕 いかなる性質であれ暴行、強制、脅迫又は不意打ちを用いて他人の身体に対して犯す性的貫入を強姦とする。／強姦は15年の禁錮に処する。

222-24条〔加重的強姦〕次に掲げるとき、強姦は20年の禁錮に処する。／1 恒久的切断又は身体的障害を引き起こしたとき。／2 15歳以下の未成年に対して犯したとき。／3 年齢、疾病、障害、身体的若しくは精神的欠陥又は妊娠に起因する特別の脆弱性が明白な又は行為者がそれを認識する人に対して犯したとき。／4 自然若しくは養子縁組による正統な尊属又は被害者に対し権限を有するその他の者が犯したとき。／5 職務により得た権限を濫用する者が犯したとき。／6 行為者又は共犯者として複数の者が犯したとき。／7 武器を用い又は武器の脅迫を用いて犯したとき。……

第2段 その他の性的攻撃／222-27条〔強姦以外の性的攻撃〕 強姦以外の性的攻撃は、5年の拘禁及び50万フランの罰金に処する。

222-28条〔加重的性的攻撃〕……

第3段 セクシュアル・ハラスメント／222-33条〔セクシュアル・ハラスメント〕 職務により得た権限を濫用する者が、性的好意を得ることを目的として、命令、脅迫又は強制を用いて、他人にハラスメントする行為は、1年の拘禁及び10万フランの罰金に処する。〕

ここにいう他人にハラスメントする行為のハラスメントとは、相手が嫌がることを2回以上することを意味する。

セクシュアル・ハラスメント罪創設は、1980年法により、強姦罪が男女共通の犯罪となり、暴行、強制、脅迫(1992年)、不意打ちという犯罪

構成要素が明確化されるとともに性犯罪の対象範囲が広くなり、かつ、その規制が強化された脈略のなかで行われたものである。これについては、国内における法制定の機運とともに、加盟国にセクシュアル・ハラスメント防止に関する行動をとるよう勧告するEC委員会「職場における男性と女性の尊厳の保護に関する勧告」(1991年)などの一連のEC(EU)活動の影響が指摘されている⁽¹⁰⁾。

1992年刑法典の下では、毎年平均80人がセクシュアル・ハラスメント罪で有罪判決を受けている⁽¹¹⁾。

4 2012年法

セクシュアル・ハラスメント罪は、1998年法(Loi no 98-468 du 17 juin 1998)による部分改正を経た後、フランスのヨーロッパ社会憲章批准(1996年)を受けた2002年社会近代化法(Loi no 2002-73 du 17 janv.2002)により、次のように、職務権限濫用の要素が削除され、職場の同僚その他の者によるセクシュアル・ハラスメントも規制対象とされた⁽¹²⁾。

「222-33条[セクシュアル・ハラスメント] 人が性的好意を得ることを目的として、他人にハラスメントする行為は、1年の拘禁及び1万5千ユーロの罰金に処する。」

ところが、同規定は、憲法院2012年5月4日の合憲性優先問題判決(Décision no 2012-240QPC du 4 mai 2012)により、犯罪の構成要素が不明確であり罪刑法定主義に反する憲法違反として即時無効とされたため、急遽、政府が法案を作成し、セクシュアル・ハラスメントに関する2012年8月6日の法律(Loi no 2012-954 du 6 août 2012)により、セクシュアル・ハラスメント罪は、次のように規定された⁽¹³⁾。

「222-33条I セクシュアル・ハラスメントとは、ある人に対して、その下劣的若しくは屈辱的な性質のゆえに、その人の尊厳を侵害し、又は脅迫的、敵対的若しくは不快な状況を創りだす、性的性質を有する言

業又は行動を反復的に押し付ける行為をいう。〔*アメリカでいう環境型に対応〕

Ⅱ 行為者本人又は第三者のために、性的性質を有する行為を得ることを真実又は外観的な目的として、重大な圧力形態を行使する行為は、反復性の有無を問わず、セクシュアル・ハラスメントとみなす。〔*アメリカでいう対価型に対応〕

Ⅲ I及びⅡに掲げる行為は、2年の拘禁及び3万ユーロの罰金に処する。／これらの刑は、行為が次に掲げるものであるとき、3年の拘禁及び4万5千ユーロの罰金に処する。／1 人が職務権限を濫用したとき。／2 15歳以下の未成年になしたとき。／3年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的欠陥又は妊娠状態のゆえに特別の脆弱性が明白な又は行為者がそれを認識する人になしたとき。／4経済的又は社会的状態の不安定による特別の脆弱性又は依存性が明白な又は行為者がそれを認識する人になしたとき。／5 正犯又は共犯として行為する複数の人により犯されたとき。〕

この規定は、原則として相手方への身体的侵襲のない言葉、身振り等による言動を規制するものであり、身体侵襲を伴う行為には、性的攻撃罪が適用される。222-33条Iにいう「押し付ける(imposer)」との文言は、公然わいせつ罪のそれと同じである。これについては、スーパー売場主任による女性店員の拒絶にもかかわらずなされた、執拗かつ度重なる口頭又はメールによる性的性質を有する誘いを有罪とした例がある(1500ユーロの罰金、破毀院刑事部2015年11月18日判決)。また、同条Ⅱにいう「重大な圧力形態(toute forme de pression grave)を行使する行為」には、採用、昇給等の利益や、解雇、配転等の不利益を代償として提示することが含まれる(2012年8月7日司法大臣通達)⁽¹⁴⁾。

なお、従来とは異なり、2012年法によるセクシュアル・ハラスメント罪の規定は、一般的効力を有するものとして制定されており、職場のみならず、すべての分野、とくにスポーツや教育の分野に適用される(前

掲司法大臣通達)⁽¹⁵⁾。

この規定は、道路、地下鉄等の公共空間における痴漢 (frotteurs) にも適用されるものであり、痴漢に対しては、性的攻撃罪、公然わいせつ罪、公然侮辱罪等も含めて刑事規定の及ばない行為は極めて少ない。しかし、現実には、加害者や若い女性がこれらの知識を有しないことが多いことや、告訴手続等の煩雑を嫌悪する被害者が多いことから、政府は、2018年3月、人の尊厳を侵害する無礼な行為、口笛、卑猥な注目、追尾等のストリート・ハラスメント (harcèlement de rue) 等を処罰する性差別的侮辱罪 (outrage sexiste) を新設する法案を議会上程し、現在、法案審議中である。同罪は、罪刑法定主義、比例原則、行為の性質、手続等を考慮し、交通違反同様の警察官の調書作成手続による罰金刑(90ユーロ)のみの違警罪 (contravention) とするものである⁽¹⁶⁾。〔*同法案は、性的及び性差別的暴力に対する闘争を強化する2018年8月3日の法律 (Loi no 2018-703) として成立した。補章参照。〕

二 附帯私訴による被害者の損害賠償・被害者支援

フランスでは、被害者が加害者から損害賠償を得る方法は、被害者がセクシュアル・ハラスメント罪や性的攻撃罪で加害者を告訴して民事原告となり、有罪判決が下された後、刑事裁判の附帯私訴により賠償を命じてもらう方法が一般的である(わが国では損害賠償命令制度)。被害者は、民事裁判により損害賠償を請求することもできるが、民事裁判より迅速かつ安上がりで、証明が容易で効果的であるという理由から附帯私訴を利用する傾向がある⁽¹⁷⁾。

また、政府は、セクシュアル・ハラスメント被害者に対して、1か月以上労働不能となった場合の損害の全額補償等を定める犯罪被害者補償制度の利用を推奨している⁽¹⁸⁾。

なお、フランスでは、セクシュアル・ハラスメント等に関して、設立

5年以上の要件等を満たす性暴力闘争団体⁽¹⁹⁾や労働組合等の被害者保護団体に対して民事原告となる訴権が認められており、これらの団体は、被害者に対する相談、支援、訴訟援助、訴訟参加に重要な役割を果たしている⁽²⁰⁾。これらの団体は、被害労働者の解雇・退職事件においても同様の役割を果たしている。

三 職場における労働者保護・防止体制

フランスは、1992年刑法典制定時に、労働法典を改正し、セクシュアル・ハラスメント防止や被害者の雇用保護規定を定めている⁽²¹⁾。

使用者は、一般的なセクシュアル・ハラスメント防止義務を負い、その防止に必要なあらゆる措置をとる義務を負う。労働法典は、被害者に対する解雇及び懲戒を無効とするとともに、労働者が被害を受けたこと又は拒絶したことを理由として解雇や懲戒を受けない旨を就業規則に記載することを使用者に義務付け、また、使用者に加害者の懲戒処分義務を課し、就業規則にその旨記載することを義務付けている。

なお、顧客等による第三者ハラスメント(harcèlement commis par tiers/third party harassment)被害は、わが国同様、使用者の措置義務の対象であり、民事上、同僚等によるものと同様に、使用者の債務不履行により労働者が退職を余儀なくされたか否かが問題となる⁽²²⁾。

フランスでは、労働者の他に、採用応募者、研修生等も労働法典の保護を受けることができ(L.1153-2条)、労働者同様、セクシュアル・ハラスメントを被った後すぐに行われる報復的な差別行為は、1年の拘禁及び3,750ユーロの罰金に処せられる(L.1155-2条)⁽²³⁾。

フランスでは、セクシュアル・ハラスメント防止に従業員選挙等で委員が選出される従業員代表制が活用されている。すなわち、労働条件安全衛生委員会(労働者50人以上の事業場に設置)及び従業員代表委員(délégué du personnel・同10人以上)である。前者は、職場の安全衛生

に関する使用者の諮問機関であり、セクシュアル・ハラスメント防止計画の策定・実施等を行う。同委員会は、わが国の労働安全衛生法上の安全衛生委員会に相応する機関である。後者は、主として従業員の苦情処理を担当する委員であり、セクシュアル・ハラスメント等に関して使用者に適切な措置を求める通報権を有しており、通報を受けた使用者は遅滞なく従業員代表委員とともに調査し、必要な措置をとらなければならない。同委員は、使用者に対する被害者の被害申立に同行し、立会うことができる。同委員には、労働裁判所への提訴権、有給の活動時間保障と解雇保護がある⁽²⁴⁾。

フランスでは、セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口は多様であり、使用者の相談窓口とこの2者のほかに、企業委員会(使用者による情報提供・諮問機関、労働者50人以上の事業場に設置)、労働組合代表(同50人以上)、産業医、労働監督官が窓口となっている。政府のインターネットサイト(www.stop-harcelement-sexuel.gouv.fr)がこれらを掲示している。

このほか、2015年法(Loi no 2015-994 du 17 août 2015)により、労働法典に性差別的言動(les agissements sexistes)禁止規定が新設されている。すなわち、労働法典L.1142-2-1条は、「何人も、人の尊厳を侵害する又は脅迫的、敵対的、下劣的、屈辱的、若しくは不快な環境を創り出す目的若しくは効果を有する人の性に関わるあらゆる言動と定義される性差別的言動を受けてはならない。」と規定する。これは、わが国の男女雇用機会均等法11条2項に基づく指針(平18・10・11厚労省告示615号)及び人事院規則10-10にいう性別役割分担意識に基づく言動に相応する概念である。「ジュリーちゃん、コーヒーいれて。それくらいできるだろう。」等の言動である。2015年法は、ただし、性差別的言動を性差別の一種とも、セクシュアル・ハラスメントの発現とも考えていない。法は、それを、セクシュアル・ハラスメントと同様に使用者が防止義務を負う職業リスクとみなし、労働安全衛生の担い手である使用者及び労働条件

安全衛生委員会に、その対応を委ねたのである。その活動は、啓発活動及び研修活動に重点が置かれている⁽²⁵⁾。

小結

以上に述べたように、フランスのセクシュアル・ハラスメントに係る法制度は、刑法典の規定が中心だが、そのアプローチは多様である。

その法制度は、わが国とは異なるが、わが国でも、2017年刑法改正(平成29年法律第72号)により、強姦罪は強制性交等罪として男女共通の犯罪となり、その人的対象は拡大した。しかし、強制わいせつ罪を含めて、暴行・脅迫要件は見直されていない。この法律の附則には、3年後見直し規定が盛り込まれており、まず、その見直しの際に暴行・脅迫要件の緩和が望まれる。

つぎに、均等法11条(事業主の雇用管理上の措置義務)に基づく指針は、措置の内容として(1)事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、(2)相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備、(3)事後の迅速かつ適切な対応、(4)相談者・行為者等のプライバシー保護、相談者・協力者等への不利益取扱禁止及びその周知・啓発を示しているが、これらの措置は、概ね、アメリカ合衆国のEEOC(平等雇用機会委員会)ガイドライン(1990年)や、既に述べたEC委員会の勧告(1991年)が示す方向と一致する。また、フランス破毀院も、使用者はハラスメントについて事後に適切な対応をしても、従業員への周知啓発等の防止措置をとっていないければ、安全配慮義務違反により被害者に損害賠償責任を負う旨判示している(社会部2016年6月1日判決)。使用者の措置の具体的内容は、国によりそれほど異なるものではない⁽²⁶⁾。

わが国では、防止体制の基本である現在指針に定められている上記(1)～(4)を可能な限り均等法11条等の本則に規定するとともに、セクシュアル・ハラスメントの定義及び禁止規定を明文化し、とりわけ、被

害者に対する解雇等の不利益取扱禁止を強化すべきである。そして、その防止活動の中心である企業において、経営層も含めて、その内容の周知徹底を図る必要がある。

補章 性的及び性差別的暴力に対する闘争を強化する 2018年 8月3日の法律

性的及び性差別的暴力に対する闘争を強化する 2018年 8月 3日 の 法 律 (Loi no 2018-703 du août 2018 renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes, JORF no 0179 du août 2018 texte no 7) は、第 I 篇・性暴力に対する未成年者保護を強化する規定、第 II 篇・セクシュアル・ハラスメント及びモラル・ハラスメントに関する規定、第 III 篇・性差別的侮辱に関する規定等 5 篇からなる法律である。同法は平等の観点から強姦罪を改正し、刑法典「222-23条〔強姦〕いかなる性質であれ暴行、強制、脅迫又は不意打ちを用いて他人『又は行為者』の身体に対して犯す性的貫入を強姦とする。』(『内が改正部分)との改正も行っている(第 I 篇 2 条)。

1 セクシュアル・ハラスメント罪関連規定

同法第 II 篇は、次のように規定する。

〔第 II 篇 セクシュアル・ハラスメント及びモラル・ハラスメントに関する規定

第 11 条 刑法典第 II 冊第 II 篇第 II 章を次に掲げるように改正する。

1 222-33 条 I を次に掲げるように改正する。

a) 『性的 (sexuelle)』の文言の後に『又は性差別的 (ou sexiste)』との文言を加える。

b) 次に掲げる 3 項を加える。

『この犯罪は、次に掲げるときも成立する。

1 各人が反復的に行動しなくても、これらの言葉又は行動が一斉に又はひとりの教唆によって複数の人により同じ被害者に押し付けられるとき。

2 これらの言葉又は行動が協議なく、それらが反復性を示すことを知る複数の人により同じ被害者に次々と押し付けられるとき。』

2 222-33条Ⅲに次に掲げる6を加える。

『6 オンライン公共伝達サービスの使用又はデジタル若しくは電磁的媒体を介したとき。』

3 222-33-2-2条1項の後に次に掲げる3項を加える。

『この犯罪は、次に掲げるときも成立する。

a) 各人が反復的に行動しなくても、これらの言葉又は行動が一斉に又はひとりの教唆によって複数の人により同じ被害者に押し付けられるとき。

b) これらの言葉又は行動が協議なく、それらが反復性を示すことを知る複数の人により同じ被害者に次々と押し付けられるとき。』

4 222-33-2-2条4の後に『又はデジタル若しくは電磁的媒体を介したとき。』との文言を加える。

5 222-33-2-2条2項『第1項』の文言を『第1項乃至第4項』の文言に替える。

Ⅱ デジタル経済の信用に関する2004年6月21日の法律 (loi no 2004-575) 6条I、7第3項『女性に対してなされる』の文言を『性的及び性差別的』との文言に替え、『条』の文言の前に『222-33』を加える。』

この法律11条により刑法典222-33条は、次に掲げるように改正された(『』内が改正部分)。

「222-33条I セクシュアル・ハラスメントとは、ある人に対して、その下劣的若しくは屈辱的な性質のゆえに、その人の尊厳を侵害し、又は脅迫的、敵対的若しくは不快な状況を創りだす、性的『又は性差別的』性質を有する言葉又は行動を反復的に押し付ける行為をいう。

『この犯罪は、次に掲げるときも成立する。

1 各人が反復的に行動しなくても、これらの言葉又は行動が一斉に又はひとりの教唆によって複数の人により、同じ被害者に押し付けられるとき。

2 これらの言葉又は行動が協議なく、それらが反復性を示すことを知る複数の人により同じ被害者に次々と押し付けられるとき。』

Ⅱ 行為者本人又は第三者のために、性的性質を有する行為を得ることを真実又は外観的な目的として、重大な圧力形態を行使する行為は、反復性の有無を問わず、セクシュアル・ハラスメントとみなす。

Ⅲ I 及びⅡに掲げる行為は、2年の拘禁及び3万ユーロの罰金に処する。／これらの刑は、行為が次に掲げるものであるとき、3年の拘禁及び4万5千ユーロの罰金に処する。／1 人が職務権限を濫用したとき。／2 15歳以下の未成年になしたとき。／3 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的欠陥又は妊娠状態のゆえに特別の脆弱性が明白な又は行為者がそれを認識する人になしたとき。／4 経済的又は社会的状態の不安定による特別の脆弱性又は依存性が明白な又は行為者がそれを認識する人になしたとき。／5 正犯又は共犯として行為する複数の人により犯されたとき。／『6 オンライン公共伝達サービスの使用又はデジタル若しくは電磁的媒体を介したとき。／7 未成年が存在し、それを目撃したとき。／8 被害者に対し法的又は事実上の権限を有する尊属その他の人がなしたとき。』

11条は、元々、従来の規定をインターネット上等の新たな集団的ハラスメント形態に適合させるためのものである(刑法典222-33条I、III 6)。すなわち、同条は、モラル・ハラスメント罪(刑法典222-33-2条、2002年社会近代化法により創設)⁽²⁷⁾の適用範囲を職場におけるものに加えてサイバー・ハラスメント(cyber-harcèlement)等に適用するために男女平等に関する2014年8月4日の法律により創設された一般的ハラスメント罪(le délit général de harcèlement.222-33-2-2条)⁽²⁸⁾及び一般的

効力を有するセクシュアル・ハラスメント罪の適用範囲をさらに拡大することを目的としていた⁽²⁹⁾。従来、ハラスメント罪は、個人による2回以上の行為を犯罪構成要素としていたが、複数の個人が各人反復性なく特定の被害者に一斉に又は順次、反復性を知りながら言葉又は行動を押し付ける行為をハラスメントとみなす改正である。

ところで、成立した11条は、このほかにも重要な改正を含むものである。すなわち、同条は、性差別的性質を有する言葉又は行動を反復的に押し付けることも、性的性質を有する言葉又は行動と同様に、セクシュアル・ハラスメント罪を構成するとしたのである(同条I)。

国民議会に提出された法案⁽³⁰⁾及び国民議会委員会(憲法的法律立法行政一般委員会)で採択された条文⁽³¹⁾には、11条1「a」『性的』の文言の後に『又は性差別的』との文言を加える。』との一文はみられず、上記委員会でも議論はなされていないが、国民議会本会議で採択された条文にはこの一文が加えられている⁽³²⁾。

この一文は、しかし、元老院法務委員会において、セクシュアル・ハラスメント罪と性差別的侮辱罪の混同を引き起こし、セクシュアル・ハラスメント罪の違警罪化を引き起こす恐れがあるとの理由から削除されている⁽³³⁾。2018年3月21日に国民議会に上程された政府提出法案及び国民議会委員会採択においては、性差別的侮辱罪は、性的又は性差別的性質を有する言葉又は行動(*propos ou comportement à connotation sexuelle ou sexiste*)を人に押し付ける行為とされ、国民議会本会議採択では、性差別的侮辱罪の性差別的との文言が人の性に関わる(*lié au sexe d'une personne*)との文言に修正されたが、性差別的の意味を維持していた。元老院委員会及び本会議は、性差別的侮辱罪については国民議会採択の条文を維持したが、元老院本会議は、セクシュアル・ハラスメント罪については同院委員会採択の条文を採択したのである⁽³⁴⁾。

ところが、両院が採択した法案の相違を協議・調整する両院同数合同委員会(*Commissions mixtes paritaires*)において、両院の報告者が、国

民議会の要望する性差別的との文言を加える条文を採択するよう提案し、その条文が採択されている⁽³⁵⁾。

元老院は、様々な考えがあるにも関わらず、議事日程のひっ迫を理由に、性差別の文言を含む性差別的侮辱罪に合わせる形で、セクシュアル・ハラスメント罪の対象拡大を譲歩・妥協したといわれている⁽³⁶⁾。

そのまま法律が成立したが、議会では、この点に関して十分な審議は行われていない。ただし、国の諮問機関である男女平等高等協議会の報告書「女性に対するオンライン暴力の不処罰を終わらせるために～被害者の緊急事態」(2017年11月)は、女性に対してオンラインの性的及び性差別的ハラスメント (le harcèlement sexuel et sexiste)、すなわち性差別的な、性を理由とする侮辱、中傷や、性を理由とする嫌悪、差別、暴行への扇動が大量に行われているとし⁽³⁷⁾、マリエヌ・シアッパ (Mariène Schiappa) 男女平等担当大臣も、2018年5月9日の国民議会委員会審議において、若い男女とも、インターネットという新しい公的空間において新しい形態の性的及び性差別的暴力、すなわち、侮辱、モラル・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、性差別的脅迫、強姦するぞとの脅迫、殺すとの脅迫を受けており、現実世界においても同様であると、これらすべての形態の暴力を考慮するのが法案第3条(法律11条)の意義であると述べていた⁽³⁸⁾。

このようなことが、法案作成の背景にあったものと思われるが、フランスの新しいセクシュアル・ハラスメント罪は、わが国でいうジェンダー・ハラスメントの一部を含むものとなり、その理論的究明とともに、それが裁判所等でどのように運用されるのかが今後注目されるところである⁽³⁹⁾。

この法律の9月3日付司法省通達は、セクシュアル・ハラスメント罪の性差別的の基準は、性差別的侮辱罪と同じ基準であるとし、性差別的侮辱罪に当たりうる例として、①性的申出、性行為を真似又は暗示する身振りのような一定の非言語的態度、わいせつな又は被害者に下劣的に

呼びかける目的を有する口笛又は擬音、②被害者の服装又は身体的外観に関する下劣のコメント、③道路での被害者に対する執拗な追尾の例を挙げている⁽⁴⁰⁾。

2 性差別的侮辱罪関連規定

同法第三篇は、次のように規定する。

「第三篇 性差別的侮辱に関する規定

第15条 I 刑法典第VI冊を次に掲げるように改正する。

- 1 単独篇を第I篇とする。
- 2 第I篇に次に掲げる第II篇を加える。

『第II篇 性差別的侮辱

『621-1条 I その下劣的若しくは屈辱的性質のゆえに人の尊厳を侵害し又は脅迫的、敵対的若しくは不快な状況を人に創り出す性的又は性差別的性質を有する言葉又は行動を人に押し付ける行為は、性差別的侮辱を構成する。ただし、222-13条、222-32条、222-33条及び222-33-2-2条に規定する場合はこの限りではない。

II 性差別的侮辱は、第4級違警罪に関する罰金に処する。この違警罪は、定額罰金減額に関する規定を含む定額罰金に関する刑事訴訟法典の規定の対象とすることができる。

III 性差別的侮辱は、次に掲げるときは、第5級違警罪に関する罰金に処する。

- 1 職務権限を濫用する者が犯したとき。
- 2 15歳の未成年に犯したとき。
- 3 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的不全又は妊娠により特別の脆弱性が明白な又は行為者がそれを認識する人に犯したとき。
- 4 特別の脆弱性又はその経済的若しくは社会的状況による特別の従属性が明白な又は行為者がそれを認識する人に対して犯したとき。
- 5 正犯又は共犯として行動する複数の人が犯したとき。

6 旅客集団輸送車両内又は旅客集団輸送車両へのアクセス場所において犯したとき。

7 被害者の真実又は推定による性的指向を理由として犯したとき。

本篇に規定する違警罪の再犯は、132-11条1項に従い抑制する。

IV 本条Ⅱ及びⅢに規定する違警罪で有罪とされた人は、次に掲げる補充刑も科されるものとする。

1 性差別に対する闘争及び男女平等注意喚起に関する研修修了義務。必要な場合、費用は本人負担とする。

2 市民研修修了義務。必要な場合、費用は本人負担とする。

3 性的行為売買に対する闘争注意喚起研修修了義務。必要な場合、費用は本人負担とする。

4 カップル内暴力及び性差別的暴力に対する防止及び闘争責任感化研修修了義務。必要な場合、費用は本人負担とする。

5 Ⅲに規定する場合、20時間以上120時間以下の公益労働。』

Ⅱ 刑法典131-16条9の2の後に次に掲げる9の3を加える。

『9 性差別に対する闘争及び男女平等注意喚起に関する研修修了義務。必要な場合、費用は本人負担とする。』

Ⅲ 刑事訴訟法典第Ⅰ冊第Ⅰ篇第Ⅱ章第3節を次に掲げるように改正する。

1 41-1条『性差別的』の文言の後に『性差別に対する闘争及び男女平等注意喚起に関する研修』との文言を加える。

2 41-2条18の後に次に掲げる19を加える。

『19 性差別に対する闘争及び男女平等注意喚起に関する研修修了。必要な場合、費用は本人負担とする。』

IV 刑事訴訟法典21条末尾項前項に『刑法典621-1条に規定する違警罪』との文言を加える。

V 運輸法典L2241-1条Ⅰ、1項『タイトル』の文言の後に『、刑法典621-1条に規定する違警罪』との文言を加える。

第16条 刑法典226-3条の後に次に掲げる 226-3-1条を加える。

『226-3-1条 衣服又は閉じられた場所にいることにより第三者の視線を遮っている人の生殖器部分を見るためにあらゆる手段を行使する行為は、人が知ることなく又はその同意を得ることなく行われたときは、1年の拘禁及び1万5千ユーロの罰金に処する。

前項に規定する行為は、次に掲げるときは、2年の拘禁及び3万ユーロの罰金に処する。

- 1 職務権限を濫用する者が犯したとき。
- 2 未成年に犯したとき。
- 3 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的不全又は妊娠により特別の脆弱性が明白な又は行為者がそれを認識する人に犯したとき。
- 4 正犯又は共犯として行動する複数の人が犯したとき。
- 5 旅客集団輸送車両内又は旅客集団輸送車両へのアクセス場所において犯したとき。
- 6 映像が定着され、録画され又は伝達されたとき。』

前述のように、道路、地下鉄等の公共空間における痴漢に対しては、セクシュアル・ハラスメント罪、性的攻撃罪、公然わいせつ罪、公然侮辱罪等も含めて刑事規定の及ばない行為は極めて少ないが、現実には、加害者や若い女性がこれらの知識を有しないことが多いことや、告訴手続等の煩雑を嫌悪する被害者が多いことから、15条の規定は、人の尊厳を侵害する無礼な行為、口笛、卑猥な注目、追尾等のストリート・ハラスメントを主として処罰する性差別的侮辱罪を新設し、罪刑法定主義、比例原則、行為の性質、手続等を考慮し、同罪を交通違反同様の警察官の調査作成による罰金刑の違警罪とするものであった。

ところが、政府提出法案当初から、性差別的侮辱罪の適用範囲は、それ以前の議論とは異なり⁽⁴¹⁾、公共空間に限定されておらず、この法律の前記通達によれば、その結果、同罪は、道路や公共交通機関のみならず、教育施設や職場等の私的な場所における行為にも及ぶものとなっている

(研修等の補充刑付)。また、同罪は、行為がセクシュアル・ハラスメント罪、性的攻撃罪等のより重い犯罪に当たる場合は適用されない(621-1条I)⁽⁴²⁾。前記通達によれば、セクシュアル・ハラスメント罪には、行為の反復性の要件があり、行為と行為の間に一定の時間的間隔が必要だが、女性に対して数度口笛を吹いたり、性的な言葉を立て続けに述べるなど非常に短い時間での反復行為は、性差別的侮辱罪となるのである⁽⁴³⁾。

前述のように、2015年法により、労働法典には、職場における性差別的言動(les agissements sexistes)禁止規定がある。すなわち、「L.1142-2-1条 何人も、人の尊厳を侵害する又は脅迫的、敵対的、下劣的、屈辱的、若しくは不快な環境を創り出す目的若しくは効果を有する人の性に関わるあらゆる言動と定義される性差別的言動を受けてはならない。」である。この禁止規定には、罰則がなく、その防止は、啓発活動や研修活動に重点が置かれている⁽⁴⁴⁾。性差別的侮辱罪は、性差別的言動より狭い範囲の行為を処罰するものであるが、セクシュアル・ハラスメント罪との関係も含めて、同罪の範囲等について今後の展開が注目される。

さらに、性差別的侮辱罪は、法制定後も、制定の必要性、セクシュアル・ハラスメント罪とともに性差別的との文言等犯罪構成要素が不明確なことによる罪刑法定主義に反する憲法違反の可能性(現在のところ憲法院への提訴はないが、近年性犯罪規定に関する違憲判決2件あり)、調書作成に当たる警察官等の公権力による犯罪認定の難しさ等について批判があり、これらの点についても今後の展開が注目される⁽⁴⁵⁾。

16条による刑法典226-3-1条は、スカート内やトイレ等の覗き、盗撮を取り締まる窃視罪(Délit de voyeurisme)を創設する規定であり、様々な刑の加重事由が定められている⁽⁴⁶⁾。

- (1) Danièle Mayer: Le nouvel éclairage donné au viol par la réforme du 23 décembre 1980, D. 1981, chronique, p.283.
- (2) Dictionnaire de droit, I, Dalloz, 1966, pp.206 et s.
- (3) 拙著『改訂版セクシュアル・ハラスメントの法理』労働法令(2004年)43頁以下。
- (4) Robert Vouin et Michèle Laure Rassat, Droit pénal spécial, 5e éd., Dalloz, 1983, p.423.
- (5) D. Mayer, op.cit., p.284.
- (6) R. Vouin et M. L. Rassat, op.cit., p.426.
- (7) Michèle-Laure Rassat, Droit pénal spécial, Dalloz, 1996, pp.445 et s.
- (8) 拙稿「セクシュアル・ハラスメント被害者から見た均等法」ジェンダーと法14号(2017年)26頁。
- (9) 前掲註(3)拙著47頁以下。
- (10) 前掲註(3)拙著47頁。
- (11) 拙著『セクシュアル・ハラスメント法理の諸展開』信山社(2013年)181頁。
- (12) 前掲註(3)拙著382頁以下、464頁。
- (13) 前掲註(11)拙著181頁以下。
- (14) 前掲註(8)拙稿21頁以下、前掲註(11)拙著202頁以下。
- (15) 前掲註(11)拙著204頁。「ドイツ刑法典184条i〔セクシュアル・ハラスメント〕(1)性的と認められる方法により人の身体に触れ、それによりハラスメントする者は、2年以下の自由刑又は罰金に処する。ただし、行為が他の規定により、より重い刑を科されるときは、この限りではない。」(2016年新設、親告罪)も一般的効力を有し、すべての分野に適用される。
- (16) Jean-Claude Planque: Ne créez pas le délit d'outrage sexiste !, JCP, G., 11 déc. 2017, p.2264; HCEfh, Avis sur le harcèlement sexiste et les violences sexuelles dans les transports en commun(2015).
- (17) 前掲註(3)拙著76頁。
- (18) 前掲註(11)拙著217頁。
- (19) AVFT(職場における女性に対する暴力反対ヨーロッパ協会・本部バリ)等。
- (20) 前掲註(3)拙著61頁以下。
- (21) 前掲註(3)拙著54頁以下。
- (22) イビデン事件・最一小判平30・2・15裁判所時報1694号1頁(使用者

は、雇用契約上の付随義務として、使用者が就業環境に関して労働者からの相談に応じて適切に対応すべき義務（以下「本件付随義務」という。）を負う。拙稿「判批」労働法律旬報1919号（2018年）22頁以下参照。Cass. soc., 1 mars 2011, no 09-69616 ,Cass. soc., 19 oct. 2016, no 14-29623, no 14-29624.

- (23) 前掲註(3)拙著59頁以下。
- (24) 前掲註(3)拙著73頁以下、拙稿「フランスにおけるセクシュアル・ハラスメント防止と従業員代表制」(『現代雇用社会における自由と平等』信山社、2019年)149頁以下。
- (25) 詳しくは前掲註(24)拙稿162頁以下参照。
- (26) 前掲註(8)拙稿29頁以下。
- (27) 刑法典「222-33-2条(モラル・ハラスメント)他人の権利若しくは尊厳を毀損し、身体的若しくは精神的健康を悪化させ、又は職業的将来を害するおそれのある、労働条件の破損を目的とし若しくはその効果を有する反復的言動により他人をハラスメントする行為は、2年の拘禁及び3万ユーロの罰金に処する。」(2017年現在)。モラル・ハラスメント罪制定の経緯については、前掲註(3)拙著379頁以下参照。
- (28) 男女平等に関する2014年8月4日の法律(Loi no 2014-873 du 4 août 2014 pour l'égalité réelle entre les femmes et les hommes, JORF no 0179 du 4 août 2014)41条「刑法典第Ⅱ冊第Ⅱ篇第Ⅱ章第3節に次に掲げる222-33-2-2条を加える。『222-33-2-2条 人の身体的若しくは精神的健康の悪化をもたらす生活条件の悪化を目的とする又はその効果を有する反復的言葉若しくは行動により人をハラスメントする行為は、8日未満の全労働不能を引き起こし又は労働不能を引き起こさないときは、1年の拘禁及び1万5千ユーロの罰金に処する。／前項に規定する行為は、次に掲げるとき、2年の拘禁及び3万ユーロの罰金に処する。1 8日以上全労働不能を引き起こしたとき。／2 15歳以上の未成年に犯したとき。／3 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的不全又は妊娠により特別の脆弱性が明白な又は行為者がそれを認識する人に犯したとき。／4 オンライン公共伝達サービスを用いて犯したとき。／1項に掲げる行為は、1号乃至4号に掲げる状況の2以上の下に犯したとき、3年以上の拘禁及び4万5千ユーロの罰金に処する。』」
- (29) Rapport fait au nom de la Commission de lois constitutionnelles, de la législation et d'administration générale de la République, sur le projet de

- loi renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes(no 778), Assemblée nationale, no 938, 10 mai 2018, p.134.
- (30) Projet de loi renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes(Procédure accélérée), Assemblée nationale, no 778, 21 mars 2018.
- (31) Texte de la Commission, Projet de loi renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes(Procédure accélérée), Assemblée nationale, no 938, 20 mai 2018.
- (32) Projet de loi renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes(Procédure accélérée), Assemblée nationale, no 115, 16 mai 2018.
- (33) Amendement présenté par Mme Marie Mercier, rapporteur, adopté, Sénat, Commission des lois, no COM-66, 18 juin 2018.
- (34) Projet de loi d'orientation et de programmation renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes(Procédure accélérée), Sénat, no 134, 5 juillet 2018.
- (35) Comptes rendus des Commissions mixtes paritaires, Commission mixtes paritaire Lundi 23 juillet 2018.
- (36) Pierre Januel: Violences sexuelles et sexistes: accord entre l'Assemblée nationale et le Sénat, D., 2018, Actualité, p.1598.
- (37) Haut conseil à l'égalité entre les femmes et les hommes, En finir avec l'impunité des violences faites aux femmes en ligne: une urgence pour les victimes - Rapport no 2017-11-6-VIO-030 publié le 16 novembre 2017, pp. 31 et s.
- (38) Commission de lois constitutionnelles, de la législation et d'administration générale de la République, Mercredi 9 mai 2018, Séance de 9 heures 30, Compte rendu no 67.
- (39) セクシュアル・ハラスメントとジェンダー・ハラスメントの関係については、前掲註(11)拙著53頁以下及び女性に対する暴力に関する専門調査会(第94回)議事録(同調査会HP)参照。
- (40) Circulaire: Présentation de la loi no 2018-703 du août 2018 renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes, CRIM/2018-10/H2-03.09.2018, 4.1, 5.
- (41) Véronique Teillier-Cayrol: Non à l'outrage sexiste!, D. 2018, pp.425 et

s.: Claire Saas; Harcèlement de rue ou le droit à être dans l'espace public, Gazette du palais, 2018, pp.1240 et s. 等の法案提出前の議論では、ストリート・ハラスメントが問題であった。

- (42) エブリー軽罪裁判所は、2018年9月21日、酔った男性(30歳)が17時頃バス車内で21歳女性の尻を叩き、売春婦のように扱って、胸が大きいと言った事案について、女性に対する性的攻撃罪及び取り押さえたバス運転手に対する攻撃罪で9か月の禁錮、性差別的侮辱罪で300ユーロ(約4万円)の罰金に処する、性的攻撃罪初の判決を下している(LE MONDE|25.09.2018 à 14h31 · Mise à jour le 25.09.2018 à 15h00; Le Figaro|plus.lefigaro.fr/page/edouard-de-mareschal|Mis à jour le 01/10/2018 à 17:19)。
- (43) Circulaire précitée, 4.1.
- (44) 前掲註(24)拙稿162頁以下。
- (45) Pierre-Jérôme Delage: Outrage sexiste: les décevantes réponses de législateur à un réel enjeu de société, La semaine juridique, G. 2018, pp. 1632 et s.; Laurent Saenko et Stéphane Detraz: La loi no 2018-703 du 3 août 2018 renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes: les femmes et les enfants d'abord!, D.2018, p.2037.
- (46) P. Januel, *ibid.*